

**主催** 日本労働弁護団・過労死弁護団全国連絡会議

「メリット制の今後について考える緊急集会」



# あんしん財団事件報告



**弁**護士

**嶋 崎 量**

# あんしん財団事件の概要

2

◆2015年4月人事異動：女性労働者9名の遠隔地配転（うち4名が後に東京管理職ユニオン加入、男性労働者5名と一緒に対峙）

＊労働者2名が配置転換・過大なノルマなどが原因で精神疾患に罹患し労災認定

◆配転を仮処分、本訴で争う（一審東京地裁は労働者側一部勝訴、控訴審で逆転敗訴、最高裁で確定）

◆あんしん財団（原告）が国（被告）に行政訴訟を提起し労働者Aの労災認定取り消しを求める訴訟提起（労災保険の療養補償給付等の支給決定に対して財団が審査請求を行ったところ却下され、国を被告として、療養補償給付等の取り消し訴訟を提起）

## ← 労働者Aが国側で補助参加

＊東京地裁判決（令和4年4月15日判決）：使用者の原告適格を認めず・国勝訴

＊東京高裁判決（令和4年11月29日判決）：使用者の原告適格を認め、東京地裁への差し戻しを命じる

→ 国と補助参加する被災者が高裁判決について最高裁に上告し、**最高裁の判断待ち**

## 【その他関連事件の一部】

3

◆ あんしん財団が、国と上記労災認定された労働者2名を被告として、労災認定者2名が虚偽を供述するなどして不当に労災認定を得たとして、損害賠償請求の訴訟を提起【連帯して462万円の請求】

→ 一審東京地裁（R5. 12. 15）：国と労働者2名の勝訴、財団の請求を棄却

◆ 被災者 A B が労災受給中に財団から解雇

→ 東京地裁36部で解雇訴訟の審理中（労基法19条違反）

◆ その他、都労委救済命令（1件確定、別の1件は中労委と行訴とでそれぞれ係属）、労働者2名（A B とは別）の解雇事件（一部敗訴、最高裁上告中）、組合と委員長を被告とする名誉毀損の損害賠償請求（一部敗訴、最高裁上告中）

# 裁判に提出した被災者 A 陳述書より抜粋

財団とのこの労災の取消訴訟の裁判は、東京地裁で勝訴できて一安心だったのに、控訴されたと知り、本当に辛い状況でした。財団から起こされた訴訟が現在も2つ係属し、さらに労災ではなかったかのように財団から解雇もされ、現在の私の体調はとても悪く、毎日がとても辛い状況です。

朝起きてみないと体調がわからない状態で、体全体がだるく、重く感じ思うように動けない日が多いです。症状が重い時には起きられず、目を開けることだけでも辛い時があるので、外出は難しく、思うように過ごせない日が続いています。

さらに精神的な症状だけでは収まらず・・・入院・自宅療養を経て、定期的に通院し、服薬治療を受けている状態です。

この裁判でも、高等裁判所では国が敗訴してしまっていて、私が労災の休業補償が受給できなくなり、受け取った給付の返還を求められるのではないかと常に強い不安感がつきまとい、不安を抑えるため眠るためにも薬を飲んでいますが、それでも不安感を感じて何度も目が覚めて、眠れない日が続いています。

とりわけ、もし私がこの裁判の結果によって労災が取り消されて、既にいただいた休業補償などの返還を求められるようなことがあれば、もう生きていくことはできません。当然ですが、受給した補償は、日々の生活費等で、既に使ってしまったています。国に対して返還をしなければならないようなことになったら、どうしていいのかわかりません。

私の様に1度労災が認められて休業補償を受給しているような被災者は、何とか体調を回復しようと、精一杯努力しています。そして、労災の補償は、私の様な被災者が安心して治療を続けるため無理に仕事をせずに生活の不安をなくすためにも、治療費の心配をせずにすむためにも、とても大切なものです。

それが、後から取り消されるようなことが許されないのはもちろん、いつ取り消されるかわからない不安定な状態に置かれることも、体調の回復を損なうものですし、納得ができません。

# 使用者の異議申立て・実害は？

5

## ■ 労使紛争での悪用（スラップの手段）

← 使用者の正当な権利行使として法的なお墨付きを与えられる怖さ

## ■ 被災者の生活を破壊

\* 受給していた休業補償を返還することになれば・・・

月20万×12ヶ月×8年=1920万円

## ■ 労働者の精神的苦痛

## ■ 労働者が労災申請を躊躇う事態（申請させぬよう事業主等が脅しに活用、水際作戦）